

兵庫県市立高等学校等学び直し支援金事務処理要領

1 趣旨

この要領は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）第 3 条第 1 項に規定する学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の交付を円滑に行うため、兵庫県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と県内の高等学校及び高等専門学校を設置する地方公共団体（以下「設置者」という。）が行う事務処理手順等を記載したものである。

2 制度概要

(1) 目的

学び直し支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、法に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である 36 月（定時制・通信制課程は 48 月）の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(2) 支給の対象となる者

対象となる者は以下の全ての要件を満たす者とする。

ア 兵庫県内の地方公共団体が設置した高等学校等に在籍している者

イ 高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

ウ 法第 3 条第 2 項第 2 号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して 36 月を超える者（定時制課程は 48 月）

※ただし、法第 3 条第 2 項第 2 号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 7 条第 4 項に規定する単位数の合計が 74 を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

エ 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正後の法第 5 条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高等学校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

オ 高等学校等を退学したことがある者

※ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成 26 年 4 月改正前）と新就学支援金制度（平成 26 年 4 月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。

カ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して 24 月未満である者

キ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する所得制限に該当しない者）

(3) 2 校以上の高等学校等に同時に在学している場合の取扱い

同時に 2 校以上の高等学校等に在学している生徒については、当該生徒の選択により、いずれか 1 校の授業料に対する学び直し支援金を支給する。

(4) 学び直し支援金の額

学び直し支援金は、次の額を月額限度として支給する。ただし、授業料の額が下記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として支給する。

	全日制	定時制
高等学校	9,900 円	2,700 円
高等専門学校	9,900 円※	—

※は加算の対象となるもの

(5) 所得に応じた支給

高等専門学校の生徒のうち、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、所得に応じて、学び直し支援金の額を 1.5 倍から 2.5 倍した額を上限とする。

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算により判断する。

支給限度額等	保護者等の道府県民税所得割額及 と市町村民税所得割額の合算	世帯年収の目安（参考）
所得制限	507,000 円以上	910 万円以上程度
支給限度額	257,500 円以上 507,000 円未満	590～910 万円未満程度
支給限度額の 1.5 倍	85,500 円以上 257,500 円未満	350～590 万円未満程度
支給限度額の 2.0 倍	100 円以上（※） 85,500 円未満	250～350 万円未満程度
支給限度額の 2.5 倍	0 円（非課税）	250 万円未満程度

（※税額の算定において 100 円未満の端数は切捨てとなるため、100 円以上で規定。）

(6) 支給期間

学び直し支援金の支給期間は、全日制・定時制・通信制を問わず最大で24月とする。

3 県教育委員会における事務

(1) 受給資格の認定

県教育委員会は、設置者が、学び直し支援金支給申請書（様式第1号）及び保護者等（生徒の親権を行う者等）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類等を取りまとめ、作成された受給資格認定申請者一覧（様式第2号）等を受け、各生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

結果については、受給資格認定結果一覧（様式第3号）にて設置者に通知する。

(2) 収入状況の届出

県教育委員会は、県教育委員会が定める日までに設置者が、学び直し支援金の収入状況届出書（様式第1号）及び保護者等（生徒の親権を行う者等）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類等を取りまとめ、作成された収入状況届出者一覧（様式第6号）を受け、所得制限基準該当性及び支給額について判定する。

支給の可否及び支給額の結果については、収入状況審査結果一覧（様式第7号）にて設置者に通知する。

(3) 受給資格認定の消滅

県教育委員会は、設置者から当該学校に在学する学び直し支援金の受給権者である生徒の受給権が消滅した場合（退学、除籍及び転学等を対象とし、卒業及び受給期間を満了した者を除く。）に提出される受給資格消滅者一覧（様式第9号）を受け、学び直し支援金受給資格の消滅を確定し、受給資格消滅者結果一覧（様式第10号）にて設置者に通知する。

(4) 支給停止及び再開

受給権者である生徒が休学する場合、県教育委員会は、設置者から提出された支給停止申出書一覧（様式第13号）を受け、支給停止者結果一覧（様式第14号）を作成し、設置者に通知する。

また、休学を終えて学び直し支援金の支給を再開する場合、県教育委員会は、設置者から提出された支給再開申出者一覧（様式第17号）を受け、支給再開者結果一覧（様式第18号）を作成し、設置者に通知する。

なお、学び直し支援金の支給停止・再開は、支給停止・再開申出書の提出があった日の属する月の翌月分から支給停止・再開する（ただし、支給停止・再開申出書の提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から支給停止・再開する。）。

4 設置者における事務

(1) 生徒・保護者への制度の周知

設置者においては、様々な機会を捉え、本制度の趣旨・目的及び期待される効果等を、生徒・保護者に周知するよう努め、不知や勘違い等により受給できないことがないように制度の周知を図ること。

(2) 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ

設置者は、学び直し支援金支給申請書（様式第1号）を生徒に配付し、必要事項を記入のうえ、課税証明書等を添付して提出させる。

提出のあった記載事項に不備・誤記がある場合は、生徒・保護者等に確認の上、学校が代わって申請書等に記入・訂正するなどの対応も可能である。その際、代わって記入・訂正したことが明らかになるようにし、記入した日時、記入者、確認方法等について記録を残しておくことが望ましい（申請書の余白に記入、メモを添付するなど）。

また、保護者等の課税証明書等の取得・提出が遅れ、申請書等の提出期限が間に合わない場合には、申請書等のみ先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）など、可能な限り柔軟に受付を行うようにすること。

設置者は、生徒から提出された受給資格認定申請書に基づき、支給要件を確認したうえで、通し番号順に整理・とりまとめた受給資格認定申請者一覧（様式第2号）を作成し、県教育委員会へ提出する。

(3) 収入状況届出書等の配付、とりまとめ

設置者は、学び直し支援金の収入状況届出書（様式第1号）を生徒に配布し、毎年「7月末を目途として県が定める提出期限」までに課税証明書等を添付して学校に提出させる。

設置者は、生徒から提出された当該届出書等に基づき支給要件等を確認した上で、収入状況届出者一覧（様式第6号）を作成し、県教育委員会に提出する。

なお、保護者等について変動等の事由が生じた受給権者である生徒（学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。）については、速やかに収入状況届出書等を県教育委員会に提出する（ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。）。

(4) 受給資格認定結果等の通知

設置者は、県教育委員会から認定又は不認定の結果を受けたときは、当該生徒に対し、決定通知書（様式第4号）及び不認定通知書（様式第5号）により結果を通知するものとする。また、受給権者である生徒が所得制限基準を上回ることにより受給資格が消滅することとなった場合は、当該生徒に対し、受給資格の消滅通知書（様式第8号）により結果を通知するものとする。

(5) 学び直し支援金の代理受領

設置者は、県教育委員会から学び直し支援金を受給権者である生徒に代わって代理受

領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。これは、事務経費を極力抑えるとともに、学び直し支援金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。

(6) 受給資格認定の消滅

設置者は、退学、除籍及び転学等により、学校に在籍する生徒の受給権が消滅した場合には、資格消滅者一覧（様式第 9 号）を作成し、県教育委員会に提出する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

設置者は、県教育委員会から受給権者である生徒の資格消滅者結果一覧（様式第 10 号）を受け取り、消滅通知書（様式第 11 号）を作成し、当該生徒に通知する。

(7) 学び直し支援金の支給停止及び再開

設置者は、受給権者である生徒が休学する際に提出した学び直し支援金支給停止申出書（様式第 12 号）を基に、支給停止申出者一覧（様式第 13 号）を作成し、県教育委員会へ提出する。設置者は、県教育委員会から支給停止者結果一覧（様式第 14 号）を受け取り、支給停止通知書（様式第 15 号）を作成し、当該生徒に通知する。

また設置者は、休学を終えて就学支援金の支給再開を希望する生徒が、復学の際に提出した学び直し支援金支給再開申出書（様式第 16 号）を基に、支給再開申出者一覧（様式第 17 号）を作成し県教育委員会へ提出する。設置者は、県教育委員会から支給再開者結果一覧（様式第 18 号）を受け取り、支給再開通知書（様式第 19 号）を作成し、当該生徒に通知する。

附 則

この要領は、平成27年 3 月 2 日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年 7 月 1 日から施行する。ただし、平成30年 6 月分以前の支給に関しては、なお従前の例による。